

DV被害者等に対する市独自の生活支援給付金について

1 趣 旨

この事業は、定額給付金及び子育て応援特別手当の対象でありながら、配偶者からの暴力から逃れるため住民基本台帳に記録されている住所又は外国人登録原票に登録されている住所に居住しておらず、定額給付金事業等による給付金又は手当を受け取ることができない被害者に対し、生活支援を行うことを目的に、定額給付金及び子育て応援手当相当額を市独自で「DV被害者等臨時生活支援給付金」として給付するものである。

2 給付対象者の範囲

基準日（平成 21 年 2 月 1 日）において盛岡市内に居住している者で、申請日まで引き続き盛岡市内に居住している者のうち次のいずれにも該当する者。

- (1) 公的支援機関等において相談や支援を受けている者
- (2) 住民登録地（2 月 1 日時点）と異なる場所に住んでいる者

基準日（2/1）		居住している所	
		市内	市外
住民登録地	市内	○	×
	市外	○	—

3 給付額

定額給付金及び子育て応援特別手当と同等の額

- ※ 定額給付金・・・1人当たり 12,000 円  
ただし、65 歳以上の方及び 18 歳以下の方・・・1人当たり 20,000 円
  - \* 「65 歳以上」とは昭和 19 年 2 月 2 日以前に生まれた方
  - \* 「18 歳以下」とは平成 2 年 2 月 2 日以降に生まれた方
- ※ 子育て応援特別手当・・・1人当たり 36,000 円  
養育している子の内二人目以降の子で次に該当する子  
平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた子

4 申請受付期間等

受付期間：平成 21 年 7 月 1 日から 10 月 20 日（定額給付金申請期間）まで  
受付窓口：市民部男女参画国際課

5 その他

予算措置 一般財源 1,360 千円（6 月議会補正予算案提出）  
想定対象者数 20 世帯 50 人程度